

Q113

預金者が死亡したことを知った場合の 初期対応

こんなときどうする？

預金者であるお客さまが亡くなった事実を知った場合、金融機関は、真っ先にどのように対応すべきでしょうか。

また、預金の種別によって違いはあるでしょうか。

さらに、預金口座を利用した口座振替は、預金者の死亡後も継続して利用することは可能でしょうか。



ポイント

複数の相続人による共同相続での預金債権は、相続人の準共有（所有権以外の財産権を2人以上の者で有すること）状態となり、その後の相続方法などによって対応の内容はさまざまなものが予想されますので、それらが確定するまでの間は、預金口座に入出金停止登録を施す必要があります。そして、従前の口座振替契約に基づき、相続の開始後に発生した預金口座からの引落請求についても停止することを原則としますが、特にすべての相続人からの依頼があれば短期間に限って継続利用することも可能です。

被相続人との当座勘定取引については、相続の開始後、直ちに口座を閉鎖し、その後に交換呈示を受けた手形・小切手は「振出人等の死亡」を事由に不渡返還すべきことが手形交換所規則で定められ

ています。



解説

1 相続開始後の預金は相続人による準共有

預金者について相続が開始されると、その預金の帰属は相続開始と同時に各法定相続人がそれぞれの相続分に応じて分割したものとなるのが判例の立場です（最判平16.4.20金融法務事情1711号32頁ほか）。また、預金者が遺言によって預金債権の相続について特段の指定をしていた場合や、すべての相続人の中で成立した遺産分割協議により預金債権について別途の承継が合意されている場合は、金融機関はそれらに従った処理をする必要があり、これらの処置がなされるまでの預金は共同相続人による準共有状態にあるものと解されます。

したがって、預金者が死亡したことを親族その他からの連絡によって金融機関が知った場合は、その預金者との取引内容を全本支店について調査のうえ、とりあえずの措置としてすべての預金口座に入出金停止登録を施し、新たな取引の発生を防止します（ただし当座勘定については後述）。この措置を怠り無権限者に対して預金の払戻しに応じたり、相続人の一部に対して相続分を超えた金額の払戻しに応じたりした結果、他の相続人からそれらの手続に対して異議が申し立てられると、金融機関は預金の二重払いを余儀なくされることがあります。また、近時は個人との取引内容が預金にとどまらず、公共債、投資信託、外貨預金、保険商品など多岐にわたることが多いため、相続が開始された取引先について預金取引以外のこ

これらの取引の有無を確認のうえ、預金と同様の登録を施しておくべきです。

また、著名人との取引があり、その著名人について死亡の報道がされた場合は、特に親族などからの死亡届出がなされなくても同じ対応をとる必要があります。

そして、預金者の死亡について、申出人から、死亡日時、預金者との関係、法定相続人の範囲、遺言書の有無、遺産分割協議成立の有無などについてヒアリングし、適法・適切な相続手続を進めることです。

この金融機関が行う「預金口座の入出金停止登録」は、相続人に対して一定期間・一定範囲の取引制限を強いることとなるため、評判が良くない面がありますが、相続開始による預金債権を含む相続財産の帰属と、金融機関に課せられた注意義務などを丁寧に説明して理解を求め、できるだけ早期に相続手続を完了することを心がけねばなりません。

2 生前に締結した口座振替契約への対応

次に、預金者と生前に締結した預金口座からの各種代金支払手段としての口座振替につき、相続の開始後はどのように取り扱うべきかとの問題があります。

今日、口座振替はその利便性から、電気・水道・ガスなどの公共料金や、税金、クレジットカード利用代金決済、介護施設の入居に伴う費用支払などの多くの分野で利用されています。

口座振替の仕組みは、あらかじめ預金者と金融機関、金融機関と代金収納機関のそれぞれの間で基本契約を締結し、現実の代金など

の支払は収納機関からの金融機関に対する請求によって預金口座から自動引落しによって行われ、預金規定にかかわらず口座引落し時に預金払戻請求書などは発行しないものです。この法的性質は、預金者の金融機関に対する口座振替事務委託であり、民法656条に定める準委任に該当するため、委任者である預金者の死亡によって委任（準委任）契約は終了するものと解されます（同法653条1号）。

したがって、預金者の死亡の事実を知った後は、口座振替契約は終了し、その後に請求を受けた振替えについては口座引落しをせず、収納機関に返却するのが原則です。しかしながら、相続の開始後も従前どおり請求を受けた口座振替を引き落とししてほしい旨の希望が相続人から寄せられることが多く、その対応をどうすべきかとの課題が発生します。この点については、口座振替による被相続人への代金支払請求は、相続人が承継すべき債務であり、その債務を被相続人の積極財産である預金債権で支払充当することに合理性もみられるところです。

したがって、相続の開始後、短期間であれば引き続き口座振替を行うとの判断もありうるわけで、その際はすべての相続人の承継した債務を、同じくすべての相続人の準共有状態にある預金債権で支払充当することから、すべての相続人の金融機関に対する依頼によって行うべきでしょう。また、公共料金や税金等以外の代金支払で、その対価としてのサービスなどを被相続人が受けている性質のものは、無条件で口座振替に応じるのではなく、その内容について相続人の確認を求めることも検討すべきです。いずれにしてもこの措置は臨時的、短期的なものとし、新たな口座振替契約を相続人との間で締結する方向に誘導すべきです。

3 当座勘定取引への対応

預金取引のうち当座勘定については、当座預金に入金された資金を金融機関が運用できる「消費寄託契約」と、当座勘定取引先が振り出したり、引き受けた手形・小切手が支払呈示されたりしたときにこれを決済する「支払委託契約」の性質をあわせてもっており、後者の「支払委託契約」は民法での委任または準委任に該当しません。

このため、口座振替契約の場合と同様に、委託者の死亡によって支払委託契約は終了することから、当座勘定取引先について相続が開始されたことを知ったときは直ちに当座勘定を閉鎖し、当座預金残金は一時的に別段預金などに移して別管理を行い、他の被相続人に帰属する預金と一緒に相続手続によって相続人などに払い戻すのが原則です。

そして、当座勘定取引先が生前に振り出したり、引き受けた手形・小切手が相続開始後に交換呈示されたりした場合は、「振出人等の死亡」を事由に不渡返却することができます（東京手形交換所規則施行細則77条1項1号C）。この不渡事由は「0号不渡」に該当するため手形交換所への不渡届の提出は不要です。

しかし、振出人などの死亡によって手形・小切手の効力が失われるわけではなく、手形・小切手の所持人は相続人に対して支払請求することが予想されるため、当座勘定残金の範囲内での決済希望が相続人から寄せられることがあります。この場合には、すべての相続人からの依頼を取り付けたうえで申出どおりの決済に応じるとの選択もありえます。

ここで特に注意すべきことは、相続人からの依頼によって、相続

の開始後に手形・小切手の決済を行う行為は、特定の債権者に対する債務弁済となることから、相続人は単純承認による相続方法を選択したこととなり、限定承認や相続放棄を選択することができなくなるものと解されます。個人事業者で当座勘定取引があった場合、事業が不振で相続発生時には債務超過となっている可能性もあり、手形・小切手の交換呈示を受ける時期は、限定承認や相続放棄を選択するための熟慮期間内である場合が多いため、相続人からの手形・小切手の決済依頼に対し、この点を確認しておくべきでしょう。